

## 秋の全国交通安全運動

9月21日(金)から30日(日)までの10日間「秋の全国交通安全運動」が実施されます。秋における日没時間の早まりとともに、例年、夕暮れ時や夜間には、重大事故につながる恐れのある交通事故が多発しています。また、歩行中・自転車乗車中の死亡事故の増加や重大事故の原因となる飲酒運転による悲惨な交通事故が依然として後を絶たないことから、家庭や職場で今一度、交通安全に対する意識を高めましょう。

### ■重点目標



○子どもと高齢者の安全な通行の確保と高齢運転者の交通事故防止



○夕暮れ時と夜間の歩行中・自転車乗用中の交通事故防止

○すべての座席のシートベルトとチャイルドシートの正しい着用の徹底



○飲酒運転の根絶



## 交通安全オータム・フェスティバル開催

### 道警音楽隊・カラーガード隊が来町小・中学校吹奏楽部との合同演奏も

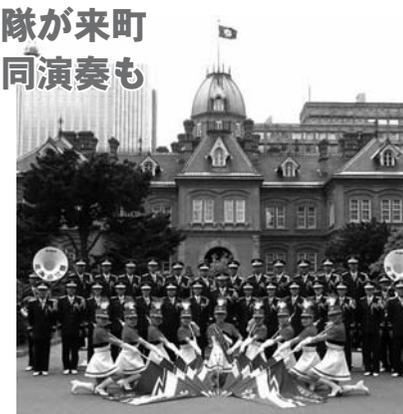
秋の全国交通安全運動に合わせ、例年行っている「交通安全パレード」に代えて、北海道警察と訓子府町の共催で「交通安全オータム・フェスティバル」を開催します。

フェスティバルは、北海道警察音楽隊と町内小・中学校吹奏楽部による合同演奏や交通安全啓発を行います。

入場は無料ですので、多くの方の来場をお待ちしています。

### ぜひ、ご来場ください

- と き 9月22日(土) 14時30分
- と ころ 町公民館講堂
- 入 場 料 無 料
- 内 容 ・セレモニー  
・町内小・中学校吹奏楽部による演奏  
・道警音楽隊による演奏  
・道警音楽隊と町内小・中学校吹奏楽部による合同演奏  
・お笑いコンビによる交通安全メッセージ  
・道警音楽隊とカラーガード隊によるドリル演奏



北海道警察ホームページより



■問合せ 総務課交通防災係 (☎ 47-2112 役場2階 窓口10番)

## 第3回臨時議会

### 一般会計補正予算など 原案可決

平成30年第3回臨時町議会が、8月8日に開催され、平成30年度一般会計補正予算1件、専決処分の承認1件の議案と専決処分の報告1件が原案どおり可決・承認されました。

○補正予算  
一般会計の歳入歳出の予算に1,000万円を追加し、予算の総額を57億8,228万8,000円としました。

○専決処分の承認  
訓子府中学校の部活動および野球少年団が全道大会に出場となり、一般会計の歳入歳出の予算に99万9,000円を追加し、予算の総額を57億7,228万8,000円とする専決処分について承認しました。

○専決処分の報告  
紅葉川災害復旧工事の契約の軽微な変更について報告をしました。

## 1店舗が訓子府町店舗出店等支援事業補助金に認定されました

認定審査会議が8月22日に開催され、下表の事業が認定されました。

| 事業名      | 申請者(事業主体) | 事業内容   |
|----------|-----------|--|
| 旅館店舗購入事業 | 高橋 るみ子    | 店舗：旅の宿くんねっぷ(事業承継)<br>店舗面積：356.44㎡<br>業種・業態：旅館業 |

■問合せ 農林商工課 (☎ 47-2116 役場2階 窓口13番)

## 成人用肺炎球菌ワクチン予防接種

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種は、定期接種となっています。今年度対象となっている方で、接種を希望される方は、接種期間が平成31年3月31日までとなっていますので、早めに接種してください。

○対象者 平成30年度に65・70・75・80・85・90・95・100歳となる方

※対象の方であっても、過去に23価肺炎球菌英

膜ポリサッカライドワクチン(ニューモバックス)を1回以上接種したことがある方は対象外となります。

○受診方法 対象者には、すでに問診票を郵送しています。問診票を医療機関に提出してください。問診票を紛失された方は、福祉保健課健康増進係でお渡ししますのでご連絡ください。

○接種費用 2,500円

○問合せ 福祉保健課健康増進係

## 医療受給者証の更新申請

次の各医療受給者証の有効期間が平成30年9月30日までとなっている方で、引き続き医療費の助成を希望される方は、更新申請が必要です。

更新申請を行わない場合、平成30年10月1日以降、お手持ちの医療受給者証は使用できなくなります。

申請受付後、結果の通知まで時間がかかりますので、早めの申請をお願いします。

### ○更新対象医療受給者証種別

- ・特定医療費(指定難病)医療受給者証
- ・特定疾患医療受給者証

・ウイルス性肝炎進行防止対策(肝炎治療特別促進事業)医療受給者証

※核酸アナログ製剤治療を行っている方に限ります。

・ウイルス性肝炎進行防止対策医療受給者証

### ○更新申請期間

更新手続きの期限は、平成30年9月28日(金)までとなります。

※9時～17時(土・日・祝日を除く)

○申請受付場所 北見保健所

○問合せ 北見保健所健康推進課保健係  
(〒090-8518 北見市青葉町6番6号  
☎ 24-4173 FAX 24-4199)

■問合せ 福祉保健課健康増進係 (☎ 47-5555 総合福祉センター 窓口7番)